

令和 7 年 7 月 1 日
吉野石膏株式会社

石膏ボードにおける結晶質シリカ含有の可能性について

「結晶質シリカ」につきまして

令和 4 年 5 月に厚生労働省公布の「労働安全衛生法」に基づく「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、がん原生物質の一つとして「結晶質シリカ」が指定され、令和 5 年 4 月 1 日より労働者の作業記録等を 30 年間保存することなどが義務付けられました。

結晶質シリカはあらゆる鉱物等に含まれますので、弊社すべての石膏ボード製品にも含有の可能性があると判断致しました。まずはお客様の健康・安全が第一と考え、この場で皆様へのお知らせを決定した次第です。

石膏ボードは固形物でありますので、鋸による切断などで発生する粉じんの長期反復吸引においてリスクを生じる事になります。弊社石膏ボードをお取り扱いの場合は、製品 SDS（安全データシート）をご確認いただき、ご不明な点、詳細につきましては、お客様の事業所を管轄する労働基準監督署等へご確認くださいませようお願い申し上げます。

※ご参考資料へのリンク（職場における新たな化学物質規制が導入されます～厚生労働省）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001277415.pdf>

以 上